

情報公開請求権の濫用の判断基準について

平成31年4月に改正を行った寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）に基づき、情報公開請求権の濫用に該当するかどうかについては、公開請求権を十分に尊重し、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容・方法等、当該公開請求による実施機関の業務遂行の停滞など様々な要素を総合的に勘案し判断することとなる。

具体的な事例を類型化すると、次の3つが考えられる。

類 型	具 体 的 内 容
1 請求者の言動、請求の内容・方法等から、情報公開を受ける意思のないことが明らかに認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・公開決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等をせずに、繰り返し公開請求を行う。 ・抽象的な内容で公開請求に対し、実施機関が行う対象文書の特定依頼に、正当な理由なく対応を行わない。 ・正当な理由なく公開日程を一方向的にキャンセルする、又は、公開日程の数か月先への変更を行う。
2 請求者の言動、請求の内容・方法等から請求の目的が行政文書の公開以外にあることが明らかに認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の課に対して短期間に集中して大量の公開請求を行う、又は、同一内容についての公開請求を繰り返し行う。 ・特定の職員を誹謗、中傷する内容を記載するほか、当該職員の個人情報に関連する公開請求を行う。 ・自らの主張を通すため、公開請求を実施機関との交渉の手段とする。
3 公開の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が公開請求の要否を確認したにもかかわらず、正当な理由なく情報公開手数料を支払わない。 ・正当な理由なく公開請求を行った行政文書の受取を拒否する。 ・公開請求をすることを目的として、電話対応の内容等を行政文書の作成を強要する。 ・公開請求に対応した職員に対し、長時間又は頻繁に自説を主張する。 ・特定の職員からの電話を拒否する、又は、特定の職員による対応を強要する。